[redacted]

接続約款変更認可申請書

東相制第 12-0013 号
平成 24 年 5 月 8 日

総務大臣
川端　達夫　殿

郵便番号　１６３－８０１９

住所　　東京都新宿区西新宿三丁目１９－２

名称及び代表者の氏名

東日本電信電話株式会社

代表取締役社長　江部 努 [redacted]

登録年月日及び登録番号

平成１６年４月１日　第 233 号

電気通信事業法第 33 条第２項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。

電気通信事業法第33条第２項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第１表　接続料金
　第２　網改造料
　　１－１　網改造料の対象となる機能

区　分		備　考
(1)～(6)（略）	（略）	（略）
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	携帯・自動車電話事業者、無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。

新

料金表
第１表　接続料金
　第２　網改造料
　　１－１　網改造料の対象となる機能

区　分		備　考
(1)～(6)（略）	（略）	（略）
(7) 柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、利用者料金の課金を代行して行う機能	携帯・自動車電話事業者、ＰＨＳ事業者、無線呼出し事業者又は中継事業者に適用します。

附　則
この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。